

地域包括支援センター・介護予防支援関係 Q & A

問 1

介護予防支援業務について地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が、利用者からの利用申し込みの受付・契約締結事務を行うことは可能か。

(答)

- 契約締結主体はあくまでも地域包括支援センターであり、当該契約についての責任を地域包括支援センターが負うのであれば、事務処理の効率化を図る観点から、市町村の判断の下、当該事務を居宅介護支援事業所に行わせることも差し支えない。

問 2

地域包括支援センターが介護予防支援業務を居宅介護支援事業所に委託した場合の委託費を、国民健康保険団体連合会から直接、当該居宅介護支援事業所に支払うこととしてもよいか。

(答)

- 介護報酬である「介護予防支援費」の請求者は、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターである。ただし、地域包括支援センターの事務処理の合理化の観点から、地域包括支援センター、国保連、委託先の居宅介護支援事業所の3者が合意の上、地域包括支援センターによる適切な関与の下に介護予防支援業務に影響がないのであれば、委託費の支払いについて直接、国保連から委託先の居宅介護支援事業所に支払うことも差し支えない。

問 3

介護予防支援事業所である地域包括支援センターにおいて介護予防支援業務を行うのは、保健師でなくともよいのか。保健師でなくともよいとすれば、どのような条件を満たせば当該業務に従事できるのか。

(答)

- 介護予防支援事業所の指定基準上、介護予防支援業務を行う人員要件として、「保健師その他介護予防支援に関する知識を有する担当職員」とされている。
- その具体的な内容として、次の者を対象とすることとしており、この点については、解釈通知において明確化する。
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士
 - ・経験ある看護師
 - ・高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

問 4

地域包括支援センターの業務効率化の観点から、給付管理業務などケアマネジメントの内容にかかわらない業務について、事務職員に担当させることは可能か。

(答)

- アセスメントやプラン作成など、専門性が求められるケアマネジメントの業務については、資格要件を満たす専門職員により実施されることが求められるが、一方、給付管理業務など事務的な業務については、こうした資格は不要であり、事務職員が処理することとしても差し支えない。

問5

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが確保できないが、経過措置の緩和はなされるのか。

(答)

○ 地域包括支援センター人員配置基準の経過措置については、介護保険法施行規則（省令）附則において規定されることがされており、これまでのQ & Aで示しているところであるが、全国における施行準備の状況にかんがみ、

① 原則としてケアマネリーダー研修を修了し、ケアマネジャーとしての実務経験を有し、かつ、ケアマネジャーの相談対応や地域のケアマネジャーへの支援等に関する知識及び能力を有している者とするが、

② 18年度に限っての特例措置として、ケアマネリーダー研修が未修了であっても、18年度中に主任ケアマネジャー研修を受講することを条件として、すでに、地域包括支援センター職員研修又はケアマネジャー現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）を修了し、ケアマネジャーとしての実務経験を有する者

であれば、主任ケアマネジャー相当の者としての配置を経過措置として認めることとする。

介護保険事業者指定等Q & A

(注) このQ & Aは、現時点の検討状況を基に作成したものであり、今後、修正等があり得ることについてご留意いただきたい。

(介護サービス事業者の指定関係)

問1)

介護保険法（平成12年4月1日）施行以前に、既に指定を受けていた事業者については、指定の有効期間の起算日はいつになるのか。

答)

平成12年4月1日とする。

問2)

「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」において、既存の指定事業者は平成18年3月末までに、役員等情報を把握の上、本システムに登録する必要があるのか。

答)

介護保険法が改正され、平成18年4月からの施行により、新たに事業者の役員等情報を把握の上、本システムに登録することが必要となる。現在、指定を受けている事業所については、4月より本システムを円滑に運用する為、本年3月末までに現状の役員等情報を把握の上、本システムに登録願いたい。ただし、事務量等を勘案し、本年3月末までの登録が困難である場合は、4月以降引き続き、随時本システムに登録して頂き、最終的には平成19年3月31日までをもって、登録を完了するものとする。

問3)

指定事業者における法第70条第2項第6号に規定する「役員等」はどこまでの範囲を指すのか。

答)

法人である場合は、①役員及び②その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人が対象となる。

①については

A 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

(例 医療法人→医療法第46条の2に規定される役員、社会福祉法人→社会福祉法第36条で規定される役員、株式会社→商法で規定される取締役等、有限会社→有限会社法で規定される社員(有限責任、無限責任の区別はしない。))

B 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、Aの者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者(法人の経営に対する支配力の程度については、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断していただきたい。)

が対象となる。

なお、法人でない病院等の場合は、医療法及び薬事法に規定する管理者が対象となる。

問4)

指定事業者における「その事業者を管理する者その他の政令で定める使用人」の範囲とはどこまでを指すのか。

答)

指定事業所における基準省令上の「管理者」(病院等においては当該病院の管理者)である。

問5)

健康保険法に基づく保険医療機関・保険薬局の指定があったときに、特例として、一定の在宅サービスについて指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされた事業者(介護保険法第71条・72条)、及び平成12年法施行時にみなし指定された事業者(介護保険法施行法第4条)についても、更新申請の対象となるのか。

答)

介護保険法第71条、第72条及び介護保険施行法第4条の規定により指定があったものとみなされた事業者については、指定の規定が更新についても準用されており改正法第70条の2における指定の更新について適用しないこととする。

したがって、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムにおいても当該事業者における情報の把握、登録は必ずしも必要としないこととする。

ただし、本システム稼働後において、事業所取り消し等が生じた場合は、役員等情報を随時入力することとなるので留意されたい。

問6)

指定取消処分を受けた事業所と同一法人経営の事業所において、介護サービス等について不正又は著しい不当な行為がなくても、①指定取消等ができるのか②又新たに、当該法人が、別の事業所で指定居宅サービスの指定申請をした場合には、指定できるのか。

答)

①指定居宅サービスの指定が取消された事業所の経営法人が、経営する他の事業所で、指定居宅サービスを行っている場合は、指定居宅サービスについて指定取消等を行うことが出来る（法人の役員等が通常同じであるため）。

ただし、当該法人が行う指定居宅サービス以外のサービスについては、当該法人又は役員等が、介護保険サービスに関し不正又は著しい不当な行為した場合には指定取消等を行うことができる。

②指定居宅サービスの指定が取り消された事業所の経営法人が、新たに、別の事業所で指定居宅サービスの指定申請をした場合には、指定をしてはならない。

問7)

指定更新申請について、申請を受け付けた際に指定申請と同様に立入検査を行う必要があるのか。

答)

更新制の導入は、指定事業者の基準の遵守状況等を定期的に確認するため、指定の効力に6年の有効期間を設けられたところである。更新申請時には、指定申請と同様に立入検査を行うことが原則であるが、更新時まで立入検査を行っていた場合等についてはこの限りではなく、各サービス及び事業者等の個別の事例に応じて適切に対応されたい。

問8)

平成18年4月1日以降、指定更新をむかえる事業者について、各都道府県における指定更新申請の受付期間に定めはあるのか。

答)

政省令において、特段、規定を設けることはしないが、各都道府県にお

いて、指定更新をむかえる事業者に対して、更新手続等に関して周知する等適切に対応していただきたい。

問9)

改正法施行日（平成18年4月1日）前に受けた指定取り消し等の処分が、施行日後、事業者の指定、更新、取消等の欠格事由及び取消要件について適用されるかどうか。

答)

改正介護保険法において、過去5年間の処分等を指定の欠格要件及び取消要件としているが、これは改正法施行以降、適正に介護サービスの提供を行わせることを目的としたものであり、改正法施行日前に受けた処分等は、施行日後の事業者の指定、指定更新及び指定取消等において適用しないこととする予定である。

問10)

平成14年3月31日以前に指定を受けた事業者は、いつ更新を行うのか。

答)

平成14年3月31日以前に指定を受けた事業者については、平成20年3月31日までを指定の効力の有効期間とし、それまでに更新を行い、平成14年4月1日以降に指定を受けた事業者については、当該指定日から6年を経過する日までに更新を行うこととする予定である。

問11)

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントに係る報酬を国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に請求するためには、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）の指定が必要と思われるがどのように行ったらよいか。

また、指定する際の事業所番号の付番はどのようにしたらよいか。

答)

地域包括支援センター設置の際に、市町村長に届け出た事項については、指定介護予防支援事業者の指定時には届出を不要とする等、事務の簡素化を検討している。

付番については、地域密着型サービス事業所と同様に都道府県において

付番するものとし、国保連への事業所情報についても、都道府県を経由して行うものとする。(地域密着型サービス事業所については、指定及び変更時の都道府県への届出義務があること(改正法第78条の2第2項、改正法第78条の10)及び現行の基準該当サービス事業所の情報を含めた事務手続きを統一化すべきであること等を勘案し、このような取扱いとすることとしたもの。)

なお、事業所番号の付番は別紙のとおりに行うものとする。

問12)

介護予防サービス事業所の指定事務と事業所番号の付番はどのように行ったらよいか。

答)

介護予防サービス事業所の指定は都道府県が行うこととなっており、既存の事業者については、現行の事業者番号をそのまま使用するものとし、その事業者が提供するサービス種類のみを登録するものとする。なお、新規の事業者については、一般の介護保険サービス事業者と同様に付番を行う。

問13)

既に法第72条の規定により指定があったとみなされる居宅サービス事業所が、介護予防サービスを行う場合には指定申請は必要か。

介護老人保健施設・介護療養型医療施設については、改正法附則第10条第1項の規定により、施行日(平成18年4月1日)において、指定または許可を受けたものとみなされることとなる。

したがって、当該事業者は、法第115条の10において準用する法72条の規定により、施行日において介護予防サービス事業者として指定を受けたものとみなされることとなることから、介護予防サービスの指定申請は不要である。

問14)

指定の欠格事由に係る規定にあたる「不正又は著しく不当な行為」とはどのようなものか。

答)

勧告、改善命令を過去に受けたことのみをもって、不正又は著しく不当な行為に必ずしも該当するものではないが、当該指定に係るサービス以外のサービスにおいて悪質な違反に基づいて取消しを受けていた場合や、改善命令に従わずに複数回に渡り指導等を受けているような場合などが該当すると考えられるが、いずれにせよ、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断されたい。

問15)

更新申請の際に、一時的に欠員が生じ、人員基準を満たしておらず、減算請求の対象となっている場合、更新されないという判断でよいか。

答)

人員欠如による減算請求の対象となっている場合に、今後指定基準を遵守する為に改善を行うことが見込まれる場合等であれば、更新を行っても差し支えない。いずれにせよ、指定基準の主旨を踏まえ、都道府県において個別の事例に応じて適切に対応していただきたい。

問16)

既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、現存の事業規模のまま介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、申請に当たり必要となる書類とは何か。

答)

先般の全国介護保険・老人保健事業担当課長会議(平成17年12月19日)において、「介護予防サービス事業者の指定基準等に係るQ & A」の中で、申請に当たり必要となる書類については、簡素化を図る考えをお示したところである。提出する書類の一つとして「欠格事由に該当しない旨の誓約書」(以下「誓約書とする。')が考えられるが、平成18年4月1日付けで、既存事業者が、現存の事業規模のまま介護予防サービス事業者の指定を受ける場合に限っては、改正法施行前に受けた処分等は適用しない(問10参照)以上、誓約書については必要ないとする。

(介護予防サービス事業者の指定関係)

問 17)

介護予防サービス事業者に係る正式な指定基準はいつ公布されるのか。

答)

改正介護保険法を踏まえた介護予防サービス事業者に係る指定基準については、3月中旬(13日頃)に公布することを予定している。

問 18)

正式な指定基準の施行日前に介護予防サービス事業者の指定を行うことは可能か。

答)

介護予防サービス事業者の指定については、改正後の介護保険法附則第15条の規定(事前準備行為に係る規定)に基づき、平成18年4月の改正法の施行前に行うことは可能である。

したがって、各都道府県等においては、正式な指定基準が公布され次第、速やかに指定ができるよう、現時点において配布されている指定基準案及び改正後の介護保険法施行規則案の内容に基づき、そのための準備(事業者への説明、申請書の提出等)を進められたい。

問 19)

正式な指定を行う前に、WAM-netに登録したり、市町村に情報提供したりすることが認められるか。(これが認められないと、市町村が利用者に周知したり、地域包括支援センターやその委託を受けた居宅介護支援事業者が介護予防ケアプランを作成することに支障を生じる。)

答)

3月中に介護予防ケアプランを作成する必要がある利用者もいることから、指定を受けることが予定される事業者に関する情報については、正式な指定を待つことなく、迅速に情報提供されたい。

(居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の体制加算届出関係)

問 20)

訪問通所系サービスに係る加算について、4月1日から算定を予定する事業所は、例年どおり、前月(3月)の15日までに届出させる必要があるか。(制度改正に伴い、必ずしも15日までに届出することが困難であると想定されることから、若干の猶予が必要ではないか。)

答)

訪問通所系サービスに係る加算の体制届出については、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、加算を算定する前月の15日までに行うこととしているところであるが、制度改正の円滑な施行を図る観点から、4月1日からの加算に係る体制届出については、例外的に3月25日までに届出を行えば算定を開始することが可能な取扱いとする。

各都道府県・市町村においては、管内の居宅介護支援事業所等にその旨情報提供されたい。

問 21)

介護予防サービス事業者に係る加算に係る体制届出は、正式な指定に先立って受理し、国保連に情報伝達することは可能か。

答)

3月中に介護予防ケアプランを作成する必要がある利用者もいることから、できる限り速やかな指定に努めていただくとともに、正式な指定に至らない場合であっても、指定を受けることが予定される事業者からの加算に係る体制届出については、国保連に対して速やかに情報提供されたい。

事業所番号(10桁)について

①	②	③	④	⑤
□	□	□	□	□

- ① 都道府県コード
 ② 事業所区分コード
 ③ 郡市区コード
 ④ 郡市区内連番
 ⑤ チェックデジット(モジュラス10方式)

- 0 地域包括支援センター
 1 保険医療機関(医科)
 2 (設定なし)
 3 保険医療機関(歯科)
 4 保険医療機関(薬科)
 5 老人保健施設
 6 訪問看護ステーション
 7 一般事業所
 8 基準該当事業所
 9 地域密着型サービス事業所

※ チェックデジットの考え方

事業所番号の先頭から9桁を使用し、モジュラス10ウェイト2・1分割(M10W21)方式により設定する。

チェックデジットを除いた部分の右端桁から、交互に2、1、2、1の繰り返して重みを付け各桁の積を加算する。積が2桁になる場合は2桁を独立の桁の数字に扱う。その和を10で割り、余りを10から引いた残りをチェックデジットとする。

(計算例)

「1 1 0 1 1 1 1 1 1」の場合

× × × × × × × × ×
 2 1 2 1 2 1 2 1 2

$$2+1+0+1+2+1+2+1+2=12$$

$$12 \div 10 = 1 \text{ 余り } 2$$

$$10 - 2 = 8 \quad \text{----- チェックデジット}$$

※余りが「0」の場合はチェックデジットは「0」となる。

事業所番号 = 1 1 9 1 1 1 1 1 1 8